

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 OCT (Vol.77)

CONTENTS

海外拠点ニュース バンコク駐在員事務所の紹介とタイのカルチャーについて	2
株式会社中国銀行 バンコク事務所	
新興国ニュース 第77回 海外最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
ベトナムのいまとみらい<第7回>ベトナムのお祭りに参加してみませんか.....	8
みらいコンサルティンググループ Nippon MIRAI Company Limited	
Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本 真佑氏	
タイ法令の最新情報	11
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
ベトナムのオンザスポット輸出入取引の禁止草案、2023 年社会保険料・組合費上限の変更、付加価値税減税、ビザ免除期間延長 <ベトナム>	13
CaN International 国際会計事務所 (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
ディレクター 山岡 靖氏	
電子インボイス制度・2023 年度税制改正の積み残し <マレーシア>	15
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
<香港の豪雨と防災>	18
香港マイツビジネスコンサルティング	
日系企業の撤退手段として増えつつある有償減資 ~減資(有償減資・無償減資)の解説~	20
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	

株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL: 086-234-6539
香港支店 cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール支店 cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所 cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所 cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所 cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

バンコク駐在員事務所の紹介と

タイのカルチャーについて

株式会社中国銀行

バンコク事務所

1. 中国銀行バンコク駐在員事務所の

主な活動の紹介

中国銀行バンコク駐在員事務所の大槓と申します。皆様いつもお世話になっております。2022年5月にタイに赴任して約1年4か月が経過しました。だんだんと生活環境や仕事にも慣れ、今まで以上に頑張らねばと決意を新たにしているところです。

まず初めに当事務所の現在の主な活動について紹介したいと思います。

- ① タイでの販売先、仕入先の探索
- ② 上記①に関連するアテンド
- ③ タイの市場調査
- ④ タイに進出している当行取引先約150社の状況把握とフォロー

販売先、仕入先の探索について従来は在タイ日系金融機関やコンサルティング業者のルートを活用して日系企業を紹介するケースが多くありましたが、現在はタイローカル企業の探索も可能な体制を整えています。タイローカル企業へのアプローチは今後の事業拡大の可能性を高めることにもつながり、多くの企業に喜んでいただいています。

また、アフターコロナで新しいことにチャレンジしたいという企業にとって東南アジア（特にタイ、ベトナム）はとっつきやすい国でありアテンドや市場調査の依頼も多くある状況です。上記に当てはまらない場合でも、まずは当事務所に気軽に相談いただけたらと思いますので、よろしくお願い致します。

2. 日本とタイのカルチャーの違いについて

タイに赴任して言葉や生活環境の違い、海外ならではの業務の違いがあるのは当然ですが、私が最近特に着目しているカルチャーの違いについて紹介したいと思います。

タイは世界屈指の親日国として有名で街中には多くの日本車が走り、デパート内には日本製品や日本料理店が並んでいます。アニメなどの日本カルチャーも幅広く浸透しており特にドラえもんや鬼滅の刃は人気があるようです。首都バンコクを中心に約65,000人の日本人がタイに在住しており、進出している日系企業数は約5,800社。その規模は中国、アメリカに次ぐ第3位です。特にアジアのデトロイトと称される自動車産業では年間総生産台数188万台の内、約85%を日系メーカーが占めています。（中華系メーカーの台頭により直近では減少傾向）

このような状況のためタイ人は日本人と似ていると思われることもありますが、全くことなるカルチャーを持つという一面もあります。近年「ダイバーシティ」という言葉に代表されるように価値観、物事の在り方も多様化しているため一概には言えませんが、日本では「真面目・勤勉・苦難があっても乗り越える」というのが美德とされている面がありますが、タイでは「サバイ（快適）」、「マイペンライ（大丈夫）」が当たり前で、快適でないと判断した場合は早いタイミングで環境を変える傾向にあります。また、自分自身、周囲に対して寛容であり、何か問題が起きても大概のことは「マイペンライ（大丈夫）」で済みます。故に日本とは異なり「ブラック企業」とも無縁で、良い意味でそのような会社は生き残れない環境にあるようです。「微笑みの国タイ」と言われることもあるようにタイは自分自身にも周囲にも寛容で快適（無理をしない、余裕がある）な環境を重視するカルチャーであると感じています。



カルチャーはそれぞれの国が長い年月を経て形成した伝統であり当然尊重されるべきものであると考えていますが、在タイ日系企業で働く場合、往々にしてこのようなカルチャーの違いにぶつかる機会が増え、言い分の材料として使われることもあります。職業柄、日本人駐在員の話聞く機会も多いですが、仕事よりもカルチャーの違いに苦労しているケースがほとんどと言っても過言ではありません。私の職場にもタイ人スタッフが1名いますが、カルチャーの違いを言い分にせず、お互いが歩み寄り、カルチャーを超えた「あるべき姿」を探すことをルールにしています。冒頭に記載の通り、タイに赴任して約1年4か月が経過しましたが、未だにカルチャーの違いに日々学びと驚きを感じている状況で、観光で短期滞在すること、仕事で長期滞在することの違いを痛感しています。

以上、私が感じたカルチャーの違いです。国、カルチャー等、様々な背景が異なるため、良しあしでは無く、参考や気付きなる点があれば幸いです。

バンコク駐在員事務所

所在地：

689 Bhiraaj Tower at Em Quartier
Room no.1901-UnitA, 19th Floor,
Sukhumvit Road, Klongton-nue,
Wattana, Bangkok 10110, Thailand
TEL：+66-2-261-2676
FAX：+66-2-261-2677

新興国ニュース

第77回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピンとマレーシアとバングラデシュの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～フィリピン～

反マネーロンダリング評議会のオンライン登録義務

2023年7月28日にフィリピン証券取引委員会SEC(Securities and Exchange Commission)の通達によると、下記項目に該当する企業は反マネーロンダリング評議会、通称 AMLC(Anti-Money Laundering Council)への登録証明書を提出する義務があります。

- ・投資エージェント、アドバイザー、コンサルタントのような証券を管理する、または証券に関するサービス提供するディーラー、ブローカー、セールスマン、投資会社等に該当する者
- ・投資信託、クローズエンド投資会社、普通信託ファンド、その他
- ・REIT ファンドマネージャー
- ・すべての金融会社および融資会社
- ・その他、通貨、財貨、金融取引等を管理または取引するその他の事業体やSECによって監督または規制されている同様の金融商品または財産を扱う者

これらに該当するような企業は下記リンクに記載の手順を参考にSAMLCへの登録が完了していることをSECに申告します。

<https://www.sec.gov.ph/notices/registration-with-the-anti-money-laundering-council-aml>

[c-and-submission-of-proof-of-registration/#gsc.tab=0](#)

この登録および登録内容の更新を怠った場合には、ペナルティの対象となるのでお早めの対応をお勧めいたします。

<参考文献>

https://www.sec.gov.ph/wp-content/uploads/2023/07/2023Notice_AMLC-REG.pdf

(Notice Released by Securities and Exchange Commission July 28, 2023)

BIRでのオンライン提出可能な項目が追加

2023年8月3日にフィリピン内国歳入庁であるBIR(Bureau of Internal Revenue)より交付されたRevenue Memorandum Circular No. 79-2023よりオンラインシステムのeFPS(Electronic Filing and Payment System)で申告および支払いが可能な項目が追加されたと発表されました。

今回、追加された項目は下記の通りとなります。

- ・1600-PT：月次のその他%率適用の源泉申告書
(翌月10日までの申告)
- ・1600-VT：月次のVAT源泉申告書
(翌月10日までの申告)
- ・1602Q：四半期の利息/債権にかかる税申告書
(四半期末の翌月末までの申告)
- ・1603Q：四半期のフリンジベネフィット税申告書
(四半期末の翌月末までの申告)
- ・2551Q：四半期のパーセンテージ税申告書
(四半期末から25日以内までの申告)
- ・2552：パーセンテージ税登録を行う証券等の税申告書(回収から3銀行営業日以内の申告等条件により変更)

2023年8月10日現時点では、未だ弊社 eFPS への上記項目追加の反映は行われていませんでした。仮に、提出期限に迫っても反映されていない場合は、BIR へ直接該当項目のオンライン上で追加を申請する必要があります。万が一、それに間に合わない場合は会社が所在する RDO (Revenue District Office) にて eBIR (従来の方法) での申告をする旨を通知し認可を得る必要があります。

<参考文献>

https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/intermal_communications_2/RMCs/2023%20RMCs/RMC%20No.%2079-2023.pdf

(Revenue Memorandum Circular No. 79-2023)

～マレーシア～

電子請求書 2024 年 6 月から段階的導入

マレーシア内国歳入庁 (LHDN) は 8 月 1 日、電子インボイスの段階的導入を 2024 年 6 月に始めるとしました。2024 年 6 月からの対象となるのは、年間売上 1 億リンギット (約 31 億円/1 リンギット=31 円) 超の企業です。6 月の開始に先立ち 1 月にパイロットプロジェクトが始動します。6 月からの対象企業は 4000 社になる予定です。

段階的導入のスケジュールは以下の通りです。

- ・2024 年 6 月～：売上高 1 億リンギット超
- ・2025 年 1 月～：5000 万～1 億リンギット
- ・2026 年 1 月～：2500～5000 万リンギット
- ・2027 年 1 月～：すべての企業

電子請求書はサプライヤーと購買者の詳細、商品詳細、数量、税抜き価格、税金、合計金額など従来の文書と同様に重要な情報が含まれており、日常の取引データが記録されるとしています。

内国歳入庁は電子請求書の発行で税制の合理化と透明性の促進や正確なコンプライアンス・リスク評価を行うためのものとし、統計上には現れないシェアードエコノミーによる歳入漏れにも対処ができるようになるとしています。

企業としては、効率化の一方で、作業工数が増えるため懸念もあります。

2023 年の推定総人口 3340 万人

マレーシアの統計局によると 2023 年の推定総人口は 3,340 万人に達すること、一方で日本と同様に少子高齢化社会が一段と進んでいます。人口の増加率は 2.1% ほどで、主な理由は外国人の増加にあるとしています。

民族別では、ブミプトラの総人口が 2,132 万人、マレー系が 1,761 万人と 1% の上昇でした。

華人は 686 万人で 0.9% の減少となった。インド系は 200 万人と 1% 増えました。

一方で、60 歳以上の人口が 380 万人となり総人口の 11.3% が高齢者となりました。

政府、各地自治体の高齢化社会への対応が急がれています。

戦略投資家向けのビザ新発行

マレーシアの通産相は 7 月 24 日、製造業の 50 億リンギット以上の戦略投資家に対し、「レジデンス・パス・タレント (RP-T)」を提供すると発表しました。

MITI によると、近い将来発表される国家投資対策 (NIP) 及び新産業マスタープラン (NI02023) で発表予定の製造業が対象としている。

本ビザについては、マレーシアの就業実績は不問で、本人のみだけでなく配偶者・扶養家族にも発給され最長 10 年の滞在が可能です。

～バングラデシュ～

所得税法の変更について

前年度（2022 年 7 月～2023 年 6 月）までは、Income Tax Ordinance 1984 という、1984 年に制定された所得税法を期に税務コンプライアンスが運尿されていましたが、今年度（2023 年 7 月～2024 年 6 月）より、Income Tax Act 2023 が施行されました。

なお、新法への移行期間は設けられておらず、即日適用となっています。

2023 年 7 月より施工の Income Tax Act 2023 では、以下の追加コンプライアンスが適用となります。

<昨年度（2022 年 7 月～2023 年 6 月）>

TDS の支払い…毎月

TDS の申告…半年に 1 回

<今年度（2023 年 7 月～2024 年 6 月）>

TDS の支払い…毎月

TDS の申告…毎月（変更箇所）

※TDS とは源泉税を指します。

申告の期日は毎月 15 日となります。従いまして、毎月 15 日までに税金を支払い、申告書を税務署に提出する必要があります。

（申告期日は 15 日延長することが可能です）

非課税所得枠の改定について

2024 年度（2023 年 7 月～2024 年 6 月）の予算が発表され、“個人所得”の定義に変更がありました。

2023 年 6 月までは、通勤手当（Conveyance）は個人所得に含まれ、個人所得税の計算ベースにも含まれていました。その上で、通勤手当の年間

30,000BDT まで非課税所得枠が設定されていました。

2023 年 7 月より、通勤手当は個人所得の定義より除外されたため、個人所得に算入されないこととなります。

また、日当手当（Daily Allowance）に関しても、2023 年 6 月までは全て個人所得とされていたが、個人所得の定義から除外されました。

給与所得の場合は、給与支払明細や雇用契約書が会社としての費用計上を行う会計帳票となりますが、通勤手当や日当手当が個人の所得から除外されたことで、会計帳票が若干変わる可能性があります。通勤費の詳細な記録、日当に係る会社規定等が税務署より要求される可能性があるため、整備しておくことをお勧めします。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

ベトナムのいまとみらい ＜第7回＞ ベトナムのお祭りに 参加してみませんか

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士

山本 真佑氏

今回は、ベトナムの「中秋節」についてご紹介したいと思います。

みなさまは、「中秋節」という節句をご存でしょうか。日本では「節句」として祝うことはあまり行われなくなりましたが、それでも「中秋の名月」として秋の美しい満月を愛でる風習が残っています。それぞれのご家庭で、ススキやお団子を準備して、ゆったりと月を眺めて時を過ごされる方も多いのではないのでしょうか。



それに対してベトナムの「中秋節」は、活気溢れる楽しい節句の1つです。

毎年、旧暦8月15日に行われますが、なぜ旧暦のこの日に行うかと言いますと、旧暦の秋は7月・8月・9月とされています。この秋の真ん中にあたるのが8月。そして、新月の日を「月の最初の日」として、次の新月までの期間をひと月と

考える旧暦では、毎月15日がほぼ満月になります。日本でも満月の夜を十五夜と呼びますが、これは旧暦のなごりなのですね。

秋の真ん中の満月の日である8月15日を「中秋」と呼び、この日の満月は1年で最も美しいと考えられています。新暦になおすと、今年は9月29日でした。

ベトナム語で「中秋節」は、「テット・チュン・トゥー (Tết Trung Thu)」。「子供の祭り」「子供の正月」とも呼ばれています。古くは中国から伝わった節句のため、中国の「中秋節」の祝い方とよく似ています。

今ではあまり行われていませんが、元々は学校や仕事・結婚等で家を離れた人もこの日は里帰りし、家族みんなで祖先に感謝、両親に感謝する節句でした。満月は、月が一番丸い状態となることから、集まり・団結を意味するからでしょう。しかし、ベトナム建国の父と呼ばれるホー・チ・ミンが、毎年「中秋節」に合わせて全国の子どもたちに手紙を送ったことから、ベトナムでは、子どものための日という意味を持つようになりました。

ベトナムで「中秋節」を祝うために欠かせないもの、それは「月餅」と「ランタン」です。

月餅は、小麦粉から作られるもの、米粉から作られるもの2種類、形も円形と四角の2種類があります。生地の中に餡が入った伝統的なお菓子です。特に、円形のものは、「家族の和」「団らん」を象徴するといわれています。日本でも目にされたことがあるのではないのでしょうか。

月餅は「中秋節」の約1ヵ月前から販売されています。ベトナムで有名な月餅のブランドは「Kinh Do」「Bibica」「Maison Moon Cake」など。この時期には、歩道に多くの出店が見られるようになります。最近では、スターバックスでも一部の店舗で月餅を販売しています。



月餅も時代とともにバリエーション豊かになり、今では、餡だけではなく鶏肉・ソーセージ・塩漬けにした卵・ハム等が入っているものも作られています。いろいろな種類を買い集め、好みの味を探すこともこの時期ならではの楽しみの一つです。

また、電気がない時代、暗い夜に、道を照らすために必要な灯であるランタンは、魔を退け福と光をもたらす象徴と考えられ、「中秋節」のシンボルになりました。

最も伝統的な形は、星やウサギをかたどったランタンです。ろうそくを灯し幻想的な雰囲気を楽しむことができます。最近では、ドラえもん・スパイダーマン・エルサ等のアニメのキャラクターも流行っています。



ホーチミン市 5 区チョロンにある Luong Nhu Hoc 通りや Hai Thuong Lan Ong 通り周辺では、「中

秋節」の2週間くらい前から、それぞれの通りいっぱいにはランタンの店が出ます。そして、「中秋節」準備のためにたくさんの人がこの通りに集まり、華やかなランタンストリートになります。この時期にしか見ることの出来ない風景に、観光客も多く訪れます。



そして待ちに待った当日は、ランタンを手に通りを歩いたり、月餅を食べたり、お月見をしたり、獅子舞や地域で行われるイベントに参加したり・・・。中秋節を楽しむ人たちで、街は夜遅くまで賑わいます。

もしも、「中秋節」の時期にベトナムを訪れることがありましたら、お気に入りの月餅を手に、ランタンストリートへ、この時期にしか見られないベトナムの文化、雰囲気を楽しんでみてはいかがでしょうか。

海外進出セルフチェック

<https://globalvc.jp/selfcheck/>

みらいコンサルティングでは、ベトナムを含めた海外への事業展開をご検討のお客様に、「海外進出セルフチェック」をお勧めしています。漠然としたイメージが具体化できるとご好評いただいています。ぜひお試しください。全 25 問で診断結果が出ます。



スマホはこちらから→

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店
9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,
Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、
タイ法令の最新情報をお届けいたします。

労災補償金について

従業員が就労中に重傷を負った場合、雇用主は
治療費（実費）として上限 5 万バーツまで支給可
能でしたが、新たに上限 65,000 バーツまでに改定
されました。

2023 年 8 月 8 日に閣議で発表されたが、まだ官
報には公示されていません。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)
[TAX-EZ](#)

自動化システムのための機械に接続するコンピ ュータープログラムおよび機械への投資に関す る所得控除について(2022 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日)

自動化システムのための機械に接続するコンピ
ュータープログラムおよび機械への投資につき、
通常所得控除に加えて 100%の追加所得控除が
認められます。なお当該所得控除は 2023 年 1 月 1
日から 2025 年 12 月 31 日までの期間に支払われた
金額に対して適用されます。

〈条件〉

1. 認定機関によって承認された自動化システム
投資プロジェクトに関連する機械およびコンピ
ュータープログラムであること。
2. 機械設備が新品であること。
3. 機械設備およびコンピュータープログラムは、
2025 年 12 月 31 日までに減価償却対象となるこ
と。
4. 当該機械設備およびコンピュータープログラム
がタイ国内に所在すること。
5. 他の税務優遇措置、例えば他の法令による優遇
措置や BOI（タイ工業団地）の優遇措置などを受
けていないこと。

※その他にも基準、方法、条件がございますので
詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)
[TAX-EZ](#)

「e-Donation システム」を通じて拠出された寄付金に対する所得控除について

e-Donation システムを通じて特定の機関への寄附された拠出金は、次の税務優遇措置を受けることができます。

「e-Donation システム」を通じた拠出した寄付金

対象先	特典	期間	※詳細は下記リンクよりご確認ください。
4つの研究機関	所得控除額2倍	2023年1月1日-2025年12月31日	クリック
スポーツ機関	経費2倍控除	2023年1月1日-2024年12月3日	クリック
公衆衛生機関	経費2倍控除	2023年1月1日-2024年12月3日	クリック

以上、ご確認の程よろしくお願いいたします。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>



ベトナムのオンザスポット輸出入取引の禁止草案、2023 年社会保険料・組合費上限の変更、付加価値税減税、ビザ免除期間延長

<ベトナム>

CaN International 国際会計事務所

(マイツグループ中国

・アジア進出支援機構メンバー)

ディレクター 山岡 靖氏

【オンザスポット輸出入取引の禁止草案】

オンザスポット輸出入とは、商流上、ベトナム国外 A 社がベトナム国内 B 社から購入した物品をベトナム国内 C 社に販売するに際して、物流に関しては A 社への発送をせず、B 社から C 社へ直接発送する形態であり、多くの企業で用いられています。現在、税関総局はオンザスポット輸出入取引禁止に関する草案を作成しており、関与する外国企業はベトナム国内の代理人を定め、輸出入取引ではなくベトナム国内取引として処理する方向性を示しています（2587・2588/TCHQ-GSQL）。今後の法制化には注意が必要です。

【2023 年社会保険料・組合費上限の変更】

2023 年 7 月 1 日から、ベトナムの公務員の最低賃金が 149 万ドンから 180 万ドンに引き上げられます。社会保険及び健康保険料率を乗じる保険料算定基礎額の上限は、公務員最低賃金の 20 倍となっていますので、この変更により 2023 年 7 月以降の保険料算定基礎額上限は 3,600 万ドンとなります。また、組合費算定の基礎となる賃金は保険料算定基礎額に準ずる扱いとなっていますので、この上限も同額となります。

【2023 年の付加価値税減税】

2023 年 6 月 24 日、国会は、2023 年の付加価値税減税案を承認しました。10% 税率が適用されている商品・サービスは、2 % の減税対象となり、8% 税率が適用されます。適用期間は、2023 年 7 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までとなります。ただし、通信、IT、金融、保険、証券、不動産、鉱業（石炭採掘を除く）、石油、化学、特別消費税対象となる商品・サービスは対象とはなりません。

【ビザ免除期間延長】

日本人等を対象に認められている 15 日間のビザ免除規定ですが、2023 年 8 月 15 日より、45 日間に延長されます。電子ビザの期間も 30 日間から 90 日間に延長され、その間の出入国数に制限を求めないマルチプルビザの取得も可能となります。



CaN International 国際会計事務所（マイツグループ
中国・アジア進出支援機構メンバー）

URL : <http://www.caninternational.co/>

問合先: info@caninternational.co

【ベトナムオフィス】

所在地 : 31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang
St., Dist.1, HCMC

TEL : +84 28-3910-7424

【日本オフィス】

所在地 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2
第一稲村ビル 7 階

TEL : 03-6661-1163

CaN International は、クロスボーダーの経営課題
を解決する国際会計事務所です。現在、日本、シンガ
ポール、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、そ
の他の国では提携先と協力しながら、海外事業を手が
ける日系・外資系企業の会計・税務・コーポレートフ
ァイナンス領域のコンサルティング業務を提供して
います。



電子インボイス制度・ 2023 年度税制改正の積み残し ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

＜ポイント＞

- ・電子インボイス制度・マイポータル
- ・2023 年度税制改正の積み残し

＜マイポータル＞

N 子：加藤さん。今回も電子インボイス制度ですね？

加藤：そうですね。あと、よく考えると、次年度予算案発表まで、そんなに時間がないので、2023 年度予算・税制改正で少しだけ積み残した部分があったので、それを紹介致します。

N 子：宜しくお願い致します。

加藤：はい。既に前回までにお話させて頂いた通り、電子インボイス制度は、早ければ来年 2024 年、小さい会社さんでも 2027 年には開始されます。

N 子：はい。

加藤：前回お付けした絵も概念がつかみ易いと思いますが、今日は更に詳細のマイポータルに関する図をご紹介します。

N 子：宜しくお願いします。

加藤：これもソースは IRB（税務当局）で、それを私が翻訳したものです。

N 子：今回は翻訳バージョンですね。

加藤：はい。これを見て頂くと一目瞭然なのですが、IRB が壮大な事を考えているのが良く分かると思います。私なんかは、今まさに時代が動いているのを感じますが。。

N 子：いやあ、確かに。。これインボイス発行の都度、IRBM Cloud にアクセスし、都度 IRB が電子インボイスを発行する前提になってますが、本当にこんな事できるんですかね？

加藤：本当にそうなんです。今では法人税申告の電子申告は当たり前になっていますが、数年前にこれを強制した際、IRB は何度も何度も大丈夫と言っておきながら、結局 12 月決算の申告期限の日、パンクしましたからね。

N 子：まして今回は、1 社 1 件ではなく、複数のインボイスを申請し、しかも毎日ですからね。

加藤：そうなんです。しかも、それら認証されたインボイスデータを全て IRMB Database に保存するという壮大なプロジェクトです。IRB は、この国で生じる全ての経済状況を把握したいという意味ですかね？なんか、どこかの国の様ですが。。

N 子：日本の制度なんかも気になりますが、また次回宜しく願い致します。

加藤：了解しました。

＜2023 年度予算・税制改正＞

加藤：以下では、2023 年度予算・税制改正で積み残した部分について、箇条書きでお伝えいたします。

N 子：はい、有難うございました。

現行、登録保育所または登録幼稚園に、6 歳以下の子供のためのフィーを支払った個人は、2020 年度から 2023 年度、最大 RM3,000 の控除を受ける資格がある。これが 1 年間延長され、2024 年度までとなる。

● 現行、海外から移転された電気電子(E&E) メーカーの経営幹部（マレーシア居住の非市民）に対する所得税につき、5 年連続で 15% の定率が適用されるが、当該優遇税率を 2024 年（MIDA 受理）まで延長する

● ニコチンガムとニコチンパッチ製品の輸入に対して 3 年間、輸入関税と売上税を免除(2023 年 4 月 1 日から有効)

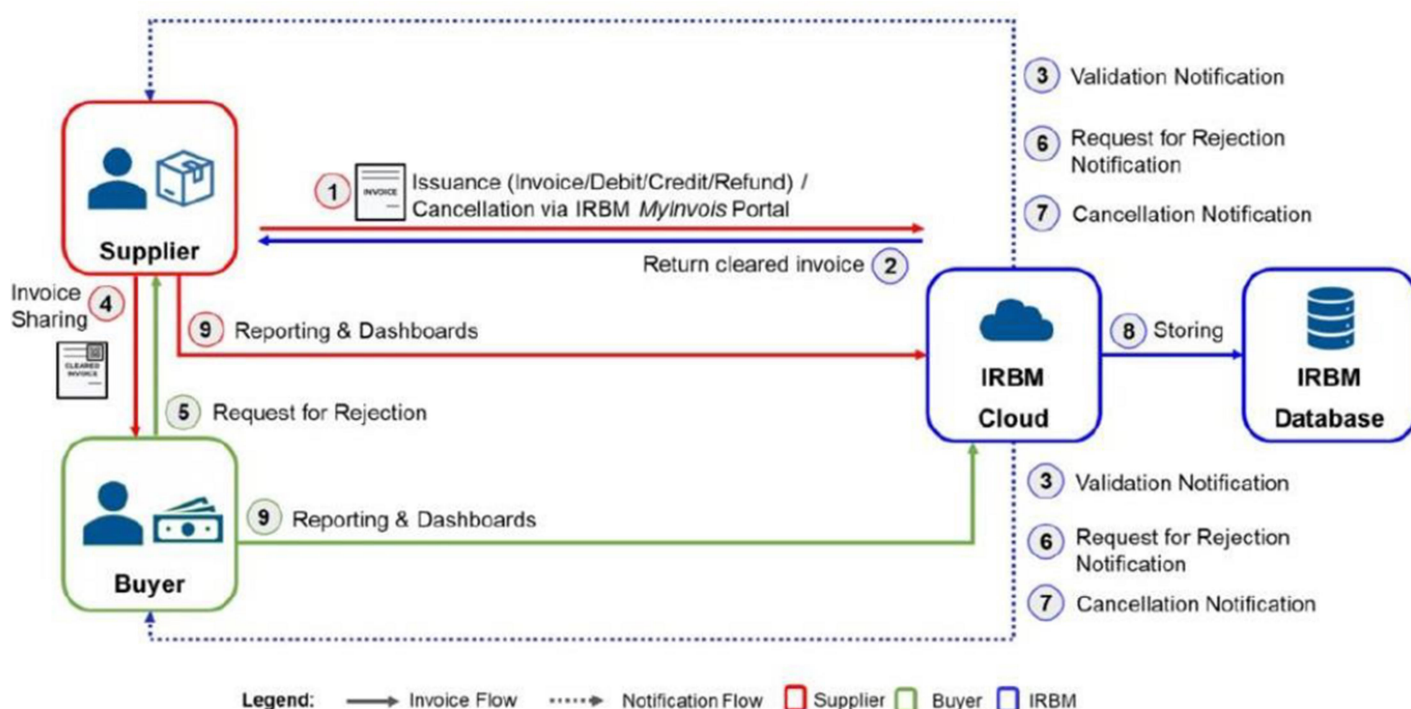
● 2023 年 12 月 31 日まで、価格 RM500,000 から RM1,000,000 の初回住宅購入者に対して、不動産譲渡書類およびローン契約書の印紙税の免除を、50% から 75% に引き上げる

● 家族間の不動産譲渡証書の印紙税は、免税となる。但し、資産価値 1 Mil を超える部分については 50% 免税のみとなる。不動産の受取人はマレーシア国民で、

夫婦間、親子間、祖父母と孫間の譲渡が対象。2023 年 1 月 1 日から有効。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

マレーシア_MyInvois ポータルワークフロー図





Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369



<香港の豪雨と防災>

香港マイツビジネスコンサルティング

台風 11 号（ハイクイ）から変わった低気圧の影響で香港は 9 月 7 日夜から 8 日にかけて、12 時間で 400 ミリ以上の雨量を記録するほどの豪雨に見舞われました。各地で冠水しショッピングモールや地下街などでは浸水被害が出ました。特に 7 日の夜 22 時から 8 日 0 時にかけては 1 時間に 158 ミリを観測し、瞬く間に道路が冠水しました。1 時間の雨量としては 1884 年の観測史上最大となりました。

香港天文台は、7 日午後 11 時 5 分に大雨レベル最大の警報「黒雨/Black Rain」（1 時間に 70 ミリ以上）を発令し、翌 8 日午前 5 時 57 分まで続きました。8 日は香港内の学校は全て休校、政府機関の窓口業務は停止、公共交通機関は運休、証券取引所も 8 日は取引が終日停止となりました。

そして 8 日は「極端情況（extreme condition）」が発令され、エッセンシャルワーカー（必要人員）以外の労働者は安全確保を優先し無理に通勤する必要は無く、雇用主も出勤を要求すべきではないと注意が呼びかけられました。「極端情況（extreme condition）」は 2018 年香港に大きな被害をもたらした台風 22 号（Mangkhut/山竹）の後、2019 年 6 月に追加された新しい就業ガイドラインで、発令されたのは今回が初めてでした。

今回の豪雨で、冠水した道路や駅などの復旧作業は着々と進んでいますが、各地で土砂崩れが起きています。もともと香港は 4 月頃から 10 月頃まで、春先から秋口にかけて雨季です。台風や大雨に対しての政府の反応も非常に早く、台風が近づくとシグナルの発令

はもちろん、発令時間の予告、取り下げ時間の予告までテレビ等で繰り返し伝えられます。それでも今回の豪雨は急に猛烈な雨が降り出し、出勤などで外にいた人は瞬く間に身動きが取れなくなっていました。

今回の香港の記録的豪雨も、140 年に一度と言われていますが、今後はこの規模の大雨にも対応できる準備をしておいた方が良いでしょう。世界規模で異常気象が発生している中、あらゆる状況を想定して防災意識を高めておきましょう。

日本は台風と地震という天災が毎年のように起こっていますが、人々の認識の中で香港は地震がないと言われています。確かに香港の地盤は硬く、またプレートとの位置関係から香港は地震帯（造山帯）を通っておらず、火山も温泉もありませんので、香港の直下型地震が起こる可能性はほとんど無いと考えられています。そのため「香港は地震が無い」と言われていますが、体感しないレベルの地震は年に何度か起きており、時には体感できるほどのレベルの地震も発生しています。香港天文台が 1905 年の観測以来、香港での有感地震は 179 回、1979 年以降では 70 回起こっています。平均すると 1 年に 2 回ほど体に揺れを感じる地震が起きる計算になります。これらの多くは台湾や中国大陸部など、香港以外を震源地とする揺れの余波でした。近年で最大の地震は、台湾海峡の南が震源地だった 1994 年の地震で、当時香港では多くの人が揺れを感じました。

香港は直下型の地震が全く起こらないかというと、確かに可能性は非常に低いと思われませんが、この時代において完全に無いとは言い切れません。少なくとも香港の近くを震源地とする地震では香港もそれなりに揺れるということは覚えておきたいところです。今回の豪雨のように、これまで 100 年を振り返っても無



かった自然災害が起こり得るとすれば、香港で今までに無かった規模の強い揺れが起こる可能性もあります。

これまで香港の建物は、地震は無い前提で建築されていたため、耐震機能はほとんど考慮されていませんでした。古い建物を見てみると、建物の上の方に無理な増築がされているなど、耐震性から見ると非常に不安な作りをしています。2010年1月には当時築50年の5階建ての集合住宅が急に倒壊したこともあります。移民が大量に香港へ流入した1950～60年代に建てられた同じようなビルは香港の下町に今も多く残っています。近年建てられたビルは、昔と違って耐震機能も充実しており、安全面で信頼できるようになっています。

防災意識についてはどうでしょう。香港市民は台風への備えは慣れており、台風が来た時の行動はスムーズです。台風が近づくと政府はシグナル（3、8、10、11）を出し、シグナルの段階によって学校が休校になり、従業員は出勤か自宅待機かを判断できるので非常に明確です。日本では今も台風でもとりあえず出勤するという風潮が根強くあるので、移動手段がある限り台風でも出勤し、安全確保は自己責任で管理する必要があります。近年は鉄道などの公共交通機関が計画運休をするようになっただけでも改善されたと言えます。

また香港では台風の前には必ず買い出し、買いだめをして台風後の物流機能の回復まで困らないように準備をします。香港人は元々、住環境と買い物の利便性から、普段はあまり家に備蓄をする習慣がありません。特に食材は新鮮さを重視する点からも、長期保存は好みません。しかし、今後は台風の時に限らず、急な天候変化や何らかの要因で都市機能がストップしても困らないように、水や食料、電池など最低限の備えがあると暮らしていく上で安心かもしれませんね。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

日系企業の撤退手段として 増えつつある有償減資

～減資（有償減資・無償減資）の解説～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

昨今、日系中国現地法人を巡る動きが活発化しており、マイツグループでも再編や、また M&A（中国企業等への売却）を含む撤退の動きも活発化していると感じます。更に近年、撤退の方法として清算や持分譲渡に加えて、合併企業の場合には有償減資を用いる例も増えつつあります。

この為、本稿においては、近年増えつつある減資、特に有償減資に焦点を当てつつ、説明します。

1. 過去の経緯及び根拠規定

減資は以下の無償減資、有償減資に大別されます。過去はいずれもの方法も許認可事項であり、資本の払戻しを伴わない無償減資は勿論、払戻しを伴う有償減資共々、非常に実現の難易度は高いものでした。

- 無償減資：資本金を減額するが、
資本の払戻しは行わない
- 有償減資：資本金を減額すると共に、
資本の払戻しを行う
→ 投下資本の回収などを目的に行い、例えば、
出資者の一部が抜ける場合などに活用する

しかし、商務部令 2016 年第 3 号ⁱ等により、外商投資参入特別措置(所謂“ネガティブリスト”)の対象項目で無ければ、現地法人の設立だけでなく、清算や持分譲渡、合併、分割に加えて減資も商務部門の許認可事項から届出事項に変更されました（更に 2020 年 1 月以降、外商投資法等の施行により、ネガティブリスト対象項目の認可権限自体も商務部門から各所管当局へと移行していますⁱⁱ）。

昨今、商務部令 2016 年第 3 号による認可事項の変更等から既に 7 年が経過し、有償減資を含めた減資は、マイツグループでも**実務的にも届出事項として取扱われる取引**と認識しており、特に有償減資は現地法人への投下資本の回収や出資関係を解消する方法としての選択肢になりつつあります。

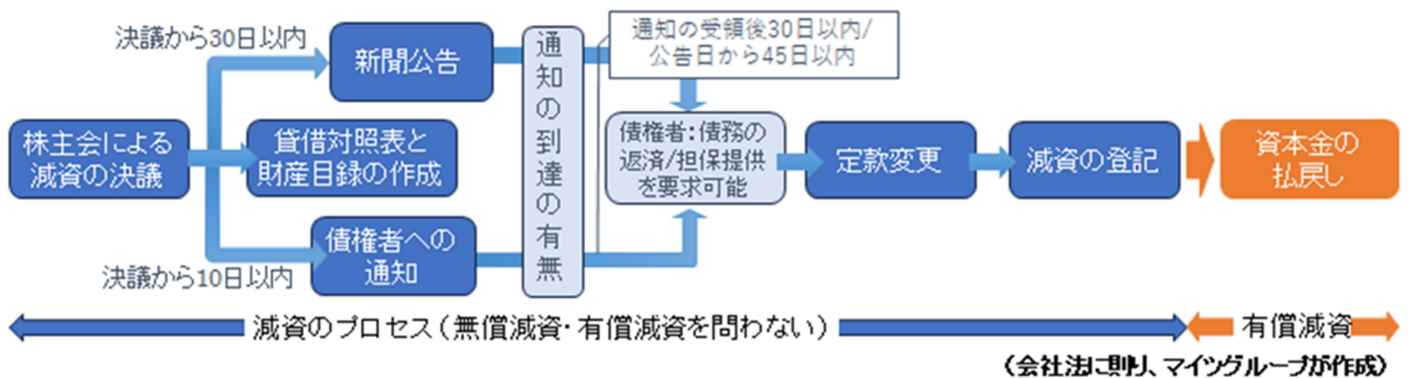
もし一方の出資者が合併関係の解消を、また他方の出資者は独資化による存続を希望する場合、持分譲渡であれば存続側の出資者が撤退側の出資持分を買取る必要がありますが、有償減資であれば撤退側の出資者は現地法人からの払戻しにより資本を回収する為、存続側の出資者には追加資金が生じないとの、存続出資者側のメリットもあります。

2. 減資の手続き

減資の一般的なフローは下図1の通りですⁱⁱⁱ。

“減資の登記”は上述の通り、ネガティブリスト項目に該当しなければ届出制の対象であり、届出が受理されれば登記手続きが進められ、更に有償減資では登記手続きの完了後、出資者への払戻しが実行されます。

【図1：減資の一般的なフロー】



3. 中国現地法人にかかる会計・税務

有償減資と無償減資について、それぞれ、中国の会計・税務の観点から説明します^{iv}。

額)に変化はなく欠損金の補填/解消に効果を有しない^{vi}点には、注意が必要です。

(1) 会計上の取扱い

<有償減資>

(借方) 払込資本金 (貸方) 現預金

<無償減資>

(借方) 払込資本金 (貸方) 資本準備金
(中国語：資本公積)

* 上記は、払込資本金の減額＝払戻し金額の場合と仮定

有償減資において払込資本金（資本の回収部分）に加えて、更に払戻しがある場合、借方は資本準備金＞留保利益の順^vに取崩します。一方、会計ルールや会社法に則れば、無償減資は資本準備金に振替わり、未処分利益（のマイナス金

(2) 税務上の取扱い

① 中国法人への課税の有無

- 有償減資：会計上の仕訳と同様
- 無償減資：関連税務当局の見解及び規定^{vii}に則れば、以下の企業所得税法上の債務免除益（益金）となる可能性があり、繰越欠損金の範囲内であれば納税は生じないものの留意が必要です。

(借方) 払込資本金 (貸方) 未払金
(借方) 未払金 (貸方) 債務免除益

〔有償減資と同様に生じるはずの〕出資者への払戻しが無く、出資者からの贈与と看做される可能性あり〕

② 出資者（日本本社）への課税の有無

無償減資は、日本本社への払戻しは生じず、
中国税務上の課税関係は生じません^{viii}。

有償減資は、下式の通り^{ix}、出資者（日本本社）
の受領につき、課税所得を計算します。

投資資産譲渡所得(C:譲渡益)＝

投資資産払戻金額－当初出資額×減資比率－(被投資企業の未処分利益＋利益剰余金)×減資比率
(払戻し金額) (A:投資の回収) (B:留保利益相当部分＝みなし配当)

例えば合弁会社から一部の出資者が抜ける場合、撤退側の出資者に土地使用権の含み益なども反映した公正価（時価）に基づき出資持分相当を払戻しすれば、譲渡益が生じる可能性もあります。

すなわち、“A”は投資の回収部分であり出資者に課税は生じず、“B”は減資の割合に応じた配当所得（みなし配当）、更に超過の払戻し部分が“C”投資資産譲渡所得（すなわち譲渡益）と認識します。この払戻しを受ける日本本社は非居住者企業であり、“B”と“C”共に源泉税率10%が適用されます。

4. 留意事項

現在、減資は実務的にも有償減資も含めて届出事項として取扱われる為、難易度はさほど高くない取引ですが、市場監督管理局が届出登記を受理するに当たり、同局の確認作業が生じます。また有償減資では課税所得の有無や金額、また無償減資での債務免除益（益金）が生じる可能性など、税務面の留意も必要です。

この為、有償減資、無償減資を問わず、必要に応じた各関連当局への事前確認や、専門家の活用はより望ましいものと考えますが、特に有償減資は投下資本の回収方法の選択肢として今後、更に活用されると思われます。



- ⁱ 原文 URL :
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201610/20161001404974.shtm1>
- ⁱⁱ 外商投資法実施条例（第 35 条）を参照のこと。原文 URL :
https://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm
- ⁱⁱⁱ 会社法（第 9 章）を参照のこと。原文 URL :
<http://www.npc.gov.cn/npc/c12435/201811/68a85058b4c843d1a938420a77da14b4.shtml>
- ^{iv} 単純化の為に、払込時と減資時の為替レートの差異を考慮せず（尚、差異により為替差益として減資する法人の課税所得になる可能性等あり）、また簿価＝公正価値（時価）に則り処理し、払戻し金額（投資の回収、みなし配当、譲渡益）も全て減資比率に則り処理する前提とする。
- ^v 企業会計準則第 37 号—金融工具列報（2006）等を参照のこと。原文 URL : <https://www.casc.org.cn/2018/0814/202766.shtml>
- ^{vi} 企業会計準則—基本準則（2014）、企業会計準則解釈第 5 号、企業会計準則応用指南—会計科目と主要帳簿処理（4001 払込資本金、4002 資本準備金等）、会社法（第 168 条）等を参照のこと。
- ^{vii} 大連税務局 HP より。
URL:http://dalian.chinatax.gov.cn/art/2020/9/15/art_3629_39.htm1
- ^{viii} 国家税務総局公告 2011 年第 34 号を参照のこと。原文 URL :
<https://www.waizi.org.cn/shuishounews/3244.html>
- ^{viii} 日本側では原則、海外子会社への寄付金として取扱い、また有償減資では、配当所得部分→海外子会社受取配当（95%益金不算入）、譲渡所得部分→課税所得に算入（外国税額控除の対象）になろうかと思われるが、無償減資、有償減資共に税理士等の専門家に慎重に確認、相談願いたい。
- ^{ix} 国家税務総局公告 2011 年第 34 号に基づく。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323／【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。